

令和5年1月より クレジットカードによる自動車重量税・ 自動車検査登録手数料のキャッシュレス決済が可能となりました

令和5年1月から、登録車の車検手続きの際に必要な自動車重量税・自動車検査登録手数料等の支払いについて、お客様等のクレジットカード利用によるキャッシュレス決済が可能となりましたのでご案内します。

お客様から問い合わせ等がございましたら、下記のフローを参考に対応をお願いします。

なお、自動車重量税の決済については税額のほかに決済手数料が別途必要になりますので、お客様から問い合わせがあればその旨をお伝えください。

クレジットカードが利用可能となるのは国の手続きのみで、軽自動車検査協会が実施している軽自動車の手続きは、クレジットカード払いには対応していません。

キャッシュレス決済のフロー

お客様が国交省が提供する「くるまの保有関係手続きお支払い情報登録サービス」サイト（[https:// www.car-cashless.mlit.go.jp/cashless-web/](https://www.car-cashless.mlit.go.jp/cashless-web/)）にアクセスし、「車両情報」「メールアドレス」等を登録します。

お客様に登録案内メールが届きますので、記載の URL にアクセスして「クレジットカード情報」を登録します。

登録完了後、登録されたお客様のメールアドレスに「支払受付番号(17桁)」が記載されたキャッシュレス決済の登録完了通知が送信されます。

会員の皆様は、受検の際に「支払受付番号(17桁)」が必要ですので、必ずお客様より「支払受付番号(17桁)」を確認して頂きますようお願いいたします。

申請窓口に提出の際は、重量税納付書に印紙を貼らずに提出してください。

- ・持込検査の場合・自動車検査票の手数料納付欄に「キャッシュレス決済」
「支払受付番号」「業務種類(新規、継続の種別)」を記載
- ・指定整備(窓口申請)の場合・申請書(OCRシート)余白部に「キャッシュレス決済」と記載

継続検査手続き完了後に、お客様のクレジットカードの決済が行われます。

※令和5年2月末現在、キャッシュレス決済は継続検査 OSS に対応していません。